

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：参事(人事担当) 山口
人事専門職 峯岸
電話 022-291-0411

令和8年6月26日
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構いわき病院において、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第7号の規定により懲戒処分を行いました。

事項	内容
事案の概要	(パワーハラスメント) 被処分者は同僚職員に対し、業務上の適正な範囲を超えた言動を行ったもの。
処分年月日	令和8年6月26日
処分量定等	(行為者A) 国立病院機構いわき病院 看護師(50代) (処分量定) 戒告

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：参事(人事担当) 山口
人事専門職 峯岸
電話 022-291-0411

令和8年6月26日
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構いわき病院において、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第7号及び第20号の規定により懲戒処分を行いました。

事項	内容
事案の概要	(パワーハラスメント) 被処分者は上司職員に対し、業務上の適正な範囲を超えた言動を行ったもの。 (障害者虐待) 被処分者は入院患者に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）」における、虐待と認定される行為（※）を行ったもの。 ※ 当該行為は自治体による調査の結果、身体的虐待と認定されたもの。
処分年月日	令和8年6月26日
処分量定等	(行為者B) 国立病院機構いわき病院 医療職職員（30代） (処分量定) 停職2日間